

# 小作爭議調查表

No. 17

(月報番號第 17 號)

(昭和九年三月分)

場 所	三井粉 小郡村 大字福屋 字今朝丸	發 生 昭 和 九 年 二 月 十 日 昭 和 九 年 三 月 二 日
	終 熄	
關 係 人 員	地主 河原嘉祐 外一人 小作人 永利嘉三郎	關 係 地 區 四反大畝步
地 主 關 係 團 體	ナ ナ	種 類 面 積 小作人 全農縣聯合會 關係團體 味坂支部
原 因	昭和七年 度 小作料十五條に對し再三督促を以て生活困難を理由に地主は滞納小作料を請求す。地主は土地を還と要す。地主は返す。	
要 求 事 項	滞納小作料及土地返還要求	
經 過	小作人は全農縣聯合會味坂支部の指導より抗争す。地主は地主に對し昭和七年に納入小作料を免除す。地主は土地を還と要す。地主は返す。地主は返す。地主は返す。	
結 果	毎年 小作料は十二月三十一日納入す。小作料は昭和七年秋作迄す。一滞納小作料代金百九十九圓四角五分を以て抗争す。契約期間中 地主は地主は入月、第三十日以前に通知し契約を解除す。	

財團 協調會 福岡出張所

備 考